

<対策のポイント>

特別母樹林の所有者に対する**損失補償**を実施します。

<事業目標>

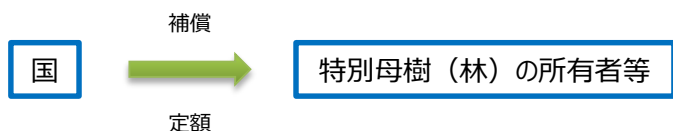
現在、指定されている特別母樹林の私有林のうち171haについて、損失補償金を交付

<事業の内容>

1. 特別母樹林保存損失補償金

- 特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を**育種素材として提供するための種穂の供給源**として、林業種苗法第4条の規定に基づき、**農林水産大臣が指定**したものです。
- 林業種苗法第8条（特別母樹等についての損失補償）に基づき、特別母樹（林）として指定することにより、当該森林所有者が**本来得られるであろう所得の損失を補償するもの**であり、指定時における立木価格（伐採・搬出にかかる経費を控除）の3%を支払います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 指定された特別母樹（林）の所有者等は、その目的のため、林業種苗法第7条の規定により、**これらの樹木を伐採してはならない**とされています。
- そのため、昭和45年より、林業種苗法第8条の規定に基づき、**国は特別母樹（林）の所有者等に対し、通常受けるべき損失を補償しなければならない**とされています（義務的経費）。
- 年度の途中において、補償を行うことを要しない原因を生じたときは、当該原因を生じた当月までの月数により、それぞれ**月割計算**により補償額を算出します。



石川県の特別母樹林



和歌山県の特別母樹林

損失補償の対象となる特別母樹（林）は、全国で31箇所、171ha